平成３０年（フ）第１３号
岩手県八幡平市平舘第25地割１番地　コーポ田村７号室
債務者　高橋ミツヨ
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１号
岩手県気仙郡住田町世田米字小口洞53番地16
債務者　吉田　　洋
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第６号
三重県伊勢市小俣町湯田341番地２　シャトーウエストＡ　302号室
債務者　村山　　猛
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
秋田県横手市赤坂字後野83番地
債務者　髙貝　俊智
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２０３９号
名古屋市北区城東町６丁目130番地　城東浅田荘５号
債務者　柚口佳予子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５７号
名古屋市中川区吉津５丁目701番地　富田荘201号、従前の住所名古屋市中川区東春田３丁目118番地　末広ハイツＢ棟105号
債務者　松井　美都
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５８号
名古屋市中川区吉津５丁目701番地　富田荘201号、従前の住所名古屋市中川区東春田３丁目118番地　末広ハイツＢ棟105号
債務者　松井　　南
法定代理人親権者母　松井　美都
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１９号
高知市葛島４丁目７番41号　リバーハイツ葛島201
債務者　岡村　悠史
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７６２号
北九州市八幡東区前田１丁目11番４－1210号
債務者　澤邉美由紀
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７号
北九州市八幡西区藤田２丁目４番11－201号
債務者　原田エンジェリーナエム
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３７号
福岡県中間市浄花町19番22号
債務者　吉武　友美
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２号
北海道北見市とん田西町298番地２　コーポ西町３号
債務者　田中美智子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１７８０号
さいたま市桜区大字白鍬353番地２　宮腰ハイツＢ103号、旧住所さいたま市桜区南元宿２丁目１番２号　吉岡コーポ102号
債務者　渡辺　伸一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５０号
相模原市南区栄町13番13号　パーク松村202号室
債務者　内藤　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５６３号
相模原市緑区佐野川2895番地
債務者　石井　広子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５６８号
神奈川県座間市相模が丘２丁目24番９号202号
債務者　加藤　利明
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１４号
松江市朝日町487番地37
債務者　福島　康洋
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部